

## 締結に向けた働きかけ／具体的事例(大阪協会)紹介

各県で行政・自治体等との協定締結に向けた動きが出始める一方、締結の予定がない協会も見受けられます。締結に向けた課題、働きかけ方等が不明瞭であり、具体的に議論しにくいことが原因の一つかも知れません。

ここでは締結に向けた働きかけの具体例として大阪協会の事例を紹介します。大阪協会では過去に行政が前向きでなく、内部からも「有事の際には努力を惜しまないので、わざわざ協定を結ぶ必要はない」との意見が出て締結に至らなかった経緯があります。現在では締結を前提に、より具体的な内容について精査している段階です。

### 1) 締結先への働きかけ

#### ①災害協定の背景

災害協定には内閣府が関係しています。近年、東京オリンピックを目前に控え、増加する外国人観光客への対応の一つとして、内閣府より「国土強靱化計画」という方針が打ち出されています。「災害が多発する日本ですが、有事の際にも万全な体制を整えるので安心して観光してください」という外部に向けたメッセージが含まれています。このように期限付きの国策が提示されたことで、各行政機関でも急ピッチで「国土強靱化」に向けて災害協定締結を進めている状況です。また、毎年多発する災害への対応として、今後ますます災害協定締結への動きが加速することは間違いありません。

#### ②政治連盟との連携

協定への働きかけの際、万一、窓口担当者に縦割り行政の弊害が感じられた場合、各県政連から顧問の議員を通じて働きかけてもらうのがよいでしょう。国策とは政策ですので、「国土強靱化計画」への積極的な参与意思を示し、関係各所の長に議員を通じて働きかけてもらうことで、よりスムーズな連携が図れるでしょう。

#### ③関係部署の把握

大阪協会では当初、災害協定ということで危機管理室と協議をすすめていましたが、清掃・衛生環境維持が対象となるために、健康医療部との折衝を行っています。また、先の北大阪地震の対応の際も、茨木市の保健福祉部と共に災害の対応を行いました。行政への聞き取りでは、災害協定によりボランティアや臨時職員が避難所で活動するも、衛生環境維持の知識がないためにかえって食中毒等が蔓延することを懸念しています。つまり、ビルメンテナンス協会を「衛生環境維持のプロフェ

SSIONAL」として捉えているのです。ここをよく理解して協定をすすめてみましょう。ただし、大阪協会でも「衛生環境維持ならその部会が担当すればよい」という意見がでましたが、そうではありません。通常の衛生環境維持業務とは違い、有事の際は限られた時間・資源・人員の中でできるだけ事前準備を整える必要があります。このような事前準備を担当する関係部署は危機管理室になります。

- ・災害協定の実効性を高めるための事前準備 ⇒ 危機管理室
- ・実際に災害が起きた際の、避難所等衛生維持連携先 ⇒ 健康医療・保健福祉部以上、関係部署の状態をよく把握して、協定の内容を具体化していく必要があります。

## 2) 協会内部への働きかけ

### ① 協会員自体が知る機会を増やす

災害協定をすすめるにあたって「締結したけど実行できるのか？」ということが最大の懸念材料かと思われます。これが不安材料となって協定締結がなかなか前にすすまない場合があります。

先に挙げたように災害協定は内閣府主導によるものですから、内閣府が拠り所としているBCP（事業継続計画）をまず協会員自体が知る必要があります。大阪協会では平成26年よりBCPガイドライン作成を手掛け、平成29年ガイドライン・様式事例集を刊行、それをもとに毎年協会企業にむけてBCP策定講座を実施しています。このような機会を設けることで、締結先の根拠としている考えを知り、それにあわせて行動することで、不安による足踏みを払拭しつつあります。

### ② 締結内容の絞り込みを行う

大阪協会ではビルメンテナンスの特性から当初、ビルメン業務全般を協定案内容に盛り込んでいました。しかし、見直して本当にできることの絞り込みを行っています。例えば、「エレベーター復旧対応」はメーカーしか対応できないので省く、インフラ関係は「インフラが復旧してから」という名目を加える等。

また、内閣府「避難所運営ガイドライン」を元に「避難所の運営（発災後）10、衛生的な環境の維持 11、避難者の健康管理」等に焦点をあてて絞り込みを行っています。

つまり、協定は結ぶが事前に、十分な絞り込みを行い、絞り込んだ業務については事前準備を徹底して行う体制を話し合い、業務遂行できるように協議する。漠然と締結すると不安が増えますが、災害時の状況を推測し、必ず出来る、やらなければならないことを予め協議することで、やる事が明確になり、具体化し、不安も減少するように働いています。これはBCPの原則「重要業務の絞り込み」「目標復旧時間内に復旧する」に該当するので行政も論拠としている部分なので協議しや

すい部分です。

### ③協会員自体のメリットを共有する

災害協定を実行するには協会企業の協力は不可欠です。大阪協会では「避難所衛生管理BCP策定講座」を実施し、災害協定のメリットを啓蒙しています。BCPを策定している企業でも「家族や地域社会への貢献」は後回しになりがちです。

災害時にプロフェッショナルとして避難所衛生維持を行うことで、結果的に社員家族やそこに集まった地域の方が、避難所でより快適に過ごせるように貢献できることを啓蒙し、協力要請を推進しています。

### ④地区間の連携を模索する

このように協定を結ぶ準備をすすめても、天災は常に人間の予想を超えてきます。十分準備をしても、想定以上の災害の場合、自社の家族の安否で手一杯になります。そのことを想定して、現在、地区協会間での災害協定を模索中です。平成30年11月末の近畿地区協議会でBCP講演を行い、地区内で対応協定を履行できない場合の近隣県からの協力要請を呼び掛けています。

### ⑤全国協会からの協力体制を示す。

有事の際に最前線で活動する協会企業、近隣協会の後方支援としての全国協会の協力体制を提示することも重要です。特に全国協会が進めている保険対応などは協定を結ぶ際に心強いサポートとなることを共有します。

以上、協定締結に向けた内外への働きかけを提示しました。大切なのは締結先がビルメンテナンス協会を全体の中のどこに位置づけているか把握することです。そのために国策「国土強靱化計画」、理論「BCP（事業継続計画）」、具体策「避難所運営ガイドライン」、担当部署「危機管理室または健康医療課等」をよく把握しながら、協会内部で合意形成を進めることです。

それによって具体性のある、本当の意味での災害協定が締結できるでしょう。

以上